

資料

報公舉選舉選長區宿新

[illegible]

無所属
よだかれん

新居再起動!!コロナ禍からの再生!

私も頑張っています！

地域の再興に足るは、市民の声を聞くこと。宮城健一さんのスライムくんは、コロナ禍で大いに力を発揮しました。理想郷を待ち続ける復興道者に期待しています。

☆新居区長 中山さんへ

自由民主党・社会福祉公明党・維新の会

未来への取組み

1. 新しい山形県交通の導入に向けたミドル事業の実施
2. (仮称)町民自治会活性化交流祭典の開催
3. (仮称)マシヨナまちづくり条例の制定
4. 不妊治療が置後ケアの支援充実
5. 小中中学校進路選択入学者準備金支給(所得制限なし)
6. フレイルガらの回復医療(複合事業を並立し健康寿命を延ばす)

新居町総合計画（11月までには概算72億円を予算化）

- ① 新規団地の生活支援基金
- ② プレミアム付付価値品券の拡大
- ③ 公民館等への支援（食材費や米紙費を支援）
- ④ 給食費の据え置き
- ⑤ 福祉施設への支援

☆プロフィール☆

宮城県新居町出身。新居町議会議員、新居町副市長、新居町長、元新居町議会議長、元新居町教育委員会委員長、元新居町建設委員会委員長、元新居町環境委員会委員長、元新居町産業振興委員会委員長、元新居町観光振興委員会委員長、元新居町文化振興委員会委員長、元新居町スポーツ振興委員会委員長、元新居町青少年育成委員会委員長、元新居町高齢者福祉委員会委員長、元新居町障害者福祉委員会委員長、元新居町子育て支援委員会委員長、元新居町防災対策委員会委員長、元新居町まちづくり委員会委員長、元新居町まちづくり協議会会長、元新居町まちづくり協議会副会長、元新居町まちづくり協議会幹事、元新居町まちづくり協議会委員、元新居町まちづくり協議会顧問、元新居町まちづくり協議会アドバイザー、元新居町まちづくり協議会助言者、元新居町まちづくり協議会協力者、元新居町まちづくり協議会賛助会員、元新居町まちづくり協議会賛助協会の皆様とご一緒してまいりました。

 **吉住 健一**
よしずみ けんいち

令和4年11月13日執行

新宿区長選挙 選挙公報

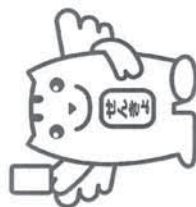
新宿区選挙管理委員会

投票日

11月13日(日)

投票時間

午前7時から午後8時まで



投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票所の設置場所・期間・時間

新宿区役所第一分庁舎1階及び特別出張所(10か所)
11月7日(月)～12日(土) 午前8時30分～午後8時

投票所・期日前投票所には投票所整理券をお持ちください

紛失などにより投票所整理券がお手元にならない場合でも、新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在で区内に住所を有する方は投票ができます。

投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。

投票所・期日前投票所における新型コロナウイルス感染症対策

- ◆すべての投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を設置しています。
- ◆係員はマスクを着用し、手洗い及び手指消毒を励行します。
- ◆消毒済みの鉛筆を用意しています(ご自身で鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- ◆投票記載台や貸出物品(老眼鏡やルーペなど)についても消毒を徹底します。
- ◆会場内は換気を適宜実施します。

(この選挙公報は、新宿区議会議員選挙及び新宿区長選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第1項の規定により、投票者から提出された原稿をもとに製版のうえ掲載したものです。)

新宿区長選挙

候補者氏名等揭示

新宿区選挙管理委員会

党 派 名	氏 名
無 所 属	よ だ か れ ん
無 所 属	吉 住 健 一

投票所整理券

投票所整理券

新 宿 区 長 選 挙

投票日時 令和4年11月13日(日)午前7時～午後8時

投票所 花園小学校
所在地 新宿1-22-1

■投票当日(11月13日)の投票所はこちらです。

投票区	簿冊	頁	番号	欄	区

5

C0098

再生紙を使用しています。

新宿区長選挙用個人票表面

[illegible]

新宿区長選挙用個人票裏面



選

拳

投票所整理券在中

新宿区長選挙

令和 4 年 11 月 13 日(日)
午前 7 時から午後 8 時まで

■投票日当日(11月13日)の投票所です。期日前投票
所は、各選挙区の区民センターでお願いいたします。

■投票所の地図は同封の投票所整理券に記載されて
います。

世界全員の投票所整理券が入っています。
必ず密封してご自分のものをご注意ください。
新宿区から送付に出出した方は投票できません。

新宿区長選挙用封筒表面

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の混雑を緩和するため
期日前投票を積極的にご利用ください。投票所における新型コロナウイルス感染症の
感染防止対策につきましては同封の「選挙のご案内」をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策について		期日前投票期間	投票日当日
・投票所の密着を防止、可能な限りマスクの着用をお願いします。 ・投票所には消毒液、シャープペンシルをご用意しておりますが、ご自身もご用意ください。 ・投票所から約100メートル離れた場所に投票用紙を回収するボックスを設置いたします。 ・期日前投票を利用する方は、投票用紙受領書に捺印の上、お近くの投票所まで記入しお持ち帰りください。	期 間 11月7日(月) 11月12日(土) 設 票 場 所 新緑地区投票所第一分庁舎 及び特別出張所 (10ヵ所) 投票時間 期日前投票の時間 午前8時30分～午後8時	11月13日(日) 投票所投票用紙に 記載された 投票所のみ 午前7時～午後8時	

新緑地区選挙管理委員会

〒160-4884
東京都文京区千駄木4-1-1
電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

「新緑地区選挙 特別ホームページ」

<https://www.city.bunkyo.tokyo.lg.jp/2277/kyougoku/>

新緑地区選挙管理委員会 選挙管理課

「新緑地区選挙管理委員会 公式Twitter」

<https://twitter.com/kyougokusei>

新緑地区選挙管理委員会 選挙管理課



※衛生紙を使用しています

新宿区長選挙用封筒裏面

新宿区長選挙のご案内

投票日 令和4年11月13日(日)

投票時間 午前7時から午後8時

■投票所整理券について

投票所整理券は住民票の世帯ごとにまとめてお送りしています。投票所整理券は1人につき1枚です。投票の際はご自分の名前が記載された投票所整理券をお持ちください。

紛失等によりお手元に投票所整理券がない場合でも新宿区の選挙人名簿に登録されている方は投票できます。投票所の係員にお伝えください。

※投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、または要件を満たさない事実が判明した場合、投票することができません。

■投票所について

投票日当日(11月13日(日))に投票する方は、投票所整理券表面に印刷されている投票所で投票してください。それ以外の場所では投票できません。

また、投票所への車での来場はご遠慮ください。

■期日前投票のご案内

期日前投票をするときは、投票所整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。投票所整理券をお持ちでない場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※期日前投票の期間は、11月7日(月)～11月12日(土)です。この案内の裏面を必ずご確認ください。

■新宿区から転出される/された方について

新宿区長選挙の選挙権は、区外に転出した場合はなくなりますが、この投票所整理券がお手元に届いた場合でも、投票する日現在で、新宿区外に住所を移転した方は投票することができます。

■転居届(区内での住所異動届)を出された方の投票所について

10月14日(金)までに転居届を出した方は、新しい住所の投票所で投票してください。10月15日(土)以降に転居届を出した方は、前の住所の投票所で投票してください。

■選挙公報について

選挙公報は11月12日(土)までに、委託業者が各家庭に配布します。期間内に届かなかった場合は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区立施設にも置きます。11月7日(月)頃より新宿区のホームページからもご覧いただけます。

■不在者投票のご案内

次のような事情で、投票日当日の投票や期日前投票ができない場合は不在者投票ができます。不在者投票ができる期間は11月7日(月)から11月12日(土)(※)です。

(1)新宿区以外の区市町村での不在者投票

国内の出張や旅行などにより新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、滞在先の区市町村の選挙管理委員会では投票ができます。投票用紙等の請求や送付には郵便を使いますので、お早めにお手続ください。

※不在者投票の場所や投票できる時間は自治体によって異なりますので、必ずあらかじめ滞在地の選挙管理委員会にご確認ください。

(2)指定病院等に入院・入所されている方の不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。ご希望の方はお早めに病院(施設)にお申し出ください。新宿区内の指定病院・施設は下表(32か所)のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランダ哲学堂公園
大久保病院	養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム せらび新宿
東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム 聖母ホーム	有料老人ホーム コミューンア74 聖いの新田御角
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム あかね苑	有料老人ホーム メディアシス市谷柳町
国立国際医療研究センター病院	北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	有料老人ホーム しまナッシングホーム飯田橋
東京山手メディカルセンター	特別養護老人ホーム 新宿けやき園	有料老人ホーム グランヴィウ神楽坂
日白病院	特別養護老人ホーム マザアス新宿	介護老人保健施設 デンマーク・クイン新宿
聖母病院	特別養護老人ホーム 神楽坂	介護老人保健施設 マイウェイ四合
東京医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
春日記念病院	特別養護老人ホーム みさきはらす宮久	指定障害者支援施設 新宿けやき園
林外科病院	有料老人ホーム サニーハラス四谷徳富町	

(3)郵便等による不在者投票

下表に該当し、かつご自分で投票用紙等に記載ができる方は事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月9日(水)までに不在者投票用紙等の請求をすることによって、「郵便等による不在者投票」ができます。請求期限(11月9日(水))を過ぎたら投票用紙の請求はできません。お早めにお手続ください。詳しくは、選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

身体障害者手帳	下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	下肢・体幹の障害	特別項症～第3項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

(4)特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で療養等とされている方は、場合により、特例郵便等投票の制度をご利用いただけます。詳しくはホームページをご覧ください。
(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202211senkyo.html>)

期 日 前 投 票

期日前投票の期間・時間

- 期間はいずれの期日前投票所も
11/7(月)～11/12(土)
- 時間はいずれの期日前投票所も
午前8時30分～午後8時

標記の場所で期日前投票ができます。

投票日当日(11月13日)は投票所整理券表面に印刷された投票所で投票してください。

それ以外の場所では投票できません。



所 の ご 案 内

◆ 投票所における新型コロナウイルス感染症対策について◆

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します。

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛散防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台、貸出し物品(老眼鏡・ルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 区選挙管理委員会特設ホームページには「前回(平成30年)の新宿区長選挙及び令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の新宿区長選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。

感染防止策として、ご来場の有権者の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします。

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にのご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

- ※1 アレルギーマスク等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。
- ※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂製で乾きにくいため、ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士がくっついたり、文字がにじんで判読が困難になる恐れがあります。ただし、鉛筆・シャープペンシル以外の筆記用具を拒否するものではありません。)

【お問合せ】 新宿区選挙管理委員会 ☎ 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1 新宿区役所第一分庁舎3階

新宿区長選挙のお知らせ

～住所の変更をした方へ～

投票日：11月13日(日) (告示日：11月6日(日))

新宿区長選挙は、令和4年11月13日(日)が投票日です。

住所の変更があった方は、転入の届出日・転居日の条件により投票できる場所などが異なりますので、下記によりご確認ください。

■ 新宿区に転入された方へ ■

【投票できる方】

新宿区長選挙で投票できるのは「新宿区の選挙人名簿に登録されている方」で、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。

※ 今回の選挙で新たに選挙人名簿登録されるのは、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 平成16年11月14日までに生まれた日本国民であること
- ② 令和4年8月5日までに、新宿区へ転入の届出をしていること
- ③ 令和4年11月5日まで、引き続き新宿区に住民登録があること

■ 新宿区内で転居された方へ ■

- (1) 「10月14日(金)までに区内で転居の届出」をされた方は、**新住所の投票所**で投票してください。
- (2) 「10月15日(土)以降に区内で転居の届出」をされた方は、**前住所の投票所**で投票してください。

※ 今回新たに選挙人名簿に登録される予定の方は、お手元に届く投票所整理券で投票所を必ずご確認ください。

【新宿区から転出される/された方は、裏面をご覧ください】

■ 新宿区から転出される/された方へ ■

「例外を除き、投票できません」

例外① 11月7日から13日までの間に新宿区から転出する場合

転出する当日（「転出届を出す日」ではなく「実際に引越をする日」）までは投票をすることができます。

例外② 転出から1ヶ月以内に新宿区へ再転入した場合

新宿区の選挙人名簿に登録されている方が他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出（再転入）し、投票する日現在引き続き3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。

転出した日付によって選挙管理委員会の確認が必要になる場合がありますので、該当する方は新宿区選挙管理委員会までご連絡ください。

■ ご注意 ■

- 投票所整理券がお手元に届いても、選挙人名簿登録要件を満たさなくなった場合、要件を満たさない事実が判明した場合は投票することができません。
- 新宿区の選挙人名簿の登録の有無など、ご不明な点については下記までお問合せください。

新宿区選挙管理委員会事務局 〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1

TEL 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

広報

新宿

11.5号

令和4年(2022年)

発行:新宿区

編集:新宿区選挙管理委員会

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

☎03-5273-3740

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/>

新宿区長選挙特集号

～主な掲載内容～

◆1面

●今回投票できる方

●投票所整理券

◆2面

●期日前投票のご案内

◆3面

●投票所における新型コロナウイルス感染症対策

◆4面

●様々な不在者投票のご案内
●選挙公報の配布

新宿区の未来は、私が決める

投票日 新宿区長選挙

11月13日(日) 【告示日11月6日(日)】 ※投票時間は午前7時～午後8時まで



区選挙管理委員会では、期日前投票所を含む全ての投票所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底したうえで、選挙を実施いたします。有権者の皆様にもご協力をお願いします(詳しくは、3面をご覧ください。)



◆今回投票できる方◆

今回の新宿区長選挙で投票できる方は、「新宿区の選挙人名簿に登録」されていて、「投票する日現在において新宿区内に住所がある方」です。

なお、今回の選挙で、新たに新宿区の選挙人名簿に登録される方は、以下1～3の要件をすべて満たす方です。

- 1 平成16年11月14日までに生まれた日本国民であること。
- 2 令和4年8月5日までに、新宿区へ転入の届出をしていること。
- 3 令和4年11月5日まで、引き続き新宿区に住居登録があること。

■新宿区に転入された方

令和4年8月6日以降に、新宿区へ転入の届出をした方は、今回の新宿区長選挙では投票できません。

※ただし、新宿区の選挙人名簿に登録されている方が、他の区市町村に転出した後、1ヶ月以内に新宿区に再び転入届を提出(再転入)し、投票する日現在で引き続き3ヶ月以上新宿区に住んでいる場合、投票することができます。

この場合、転出した日付によって、投票が可能となる日が異なりますので、該当する方は、新宿区選挙管理委員会までお問い合わせください。

■新宿区から転出された方

新宿区から転出した方は、新宿区の選挙人名簿に登録があっても、投票できません。ただし、11月7日から13日までの間に新宿区から転出する場合は、転出する当日(「転出届を提出する日」ではなく、「実際に引越をする日」)までは、投票できます。

なお、転出から1ヶ月以内に新宿区へ再転入された方は、前述の※の記述をご参照ください。

■新宿区内で転居された方

(1) 10月14日(金)までに、区内で転居の届出をされた方は、新住所地の投票所で投票してください。

(2) 10月15日(土)以降に、区内で転居の届出をされた方は、前住所地の投票所で投票してください。

※上記(1)(2)の記述は、いずれも、11月13日(日)の投票日当日に投票する場合に限り該当します。期日前投票をご利用される方は、区内のどの期日前投票所でも投票が可能です【2面参照】。

◆お身体の不自由な方には◆

■代理投票

心身の故障等で、投票用紙への自書が困難な方は、代理投票ができます。投票所の職員が、候補者名をお聞きし、ご本人に代わって投票用紙へ記載いたします。ご希望の方は、受付にてお申し出ください(投票の秘密は守られますのでご安心ください)。なお、ご家族等が代わりに記載することはできません。

■点字投票

目が不自由で、点字による記載が可能な方は、点字投票ができます。点字器は、全ての投票所に備え付けてありますが、ご自身でお持ちいただいても構いません。このほか、点字版の候補者一覧、点字版の「選挙のお知らせ」(選挙公報の点訳版)もご用意しています。

■その他

すべての投票所・期日前投票所には、老眼鏡・点字器・文鎮・ルーペ・コミュニケーションボード・筆談ボード・車いす等をご用意しています。車いすのまま利用できる記載台もご用意しています。必要な方は、係員までお申し出ください。

◆投票の記載方法◆

投票用紙には「候補者の氏名」を1名のみ記載してください。候補者の氏名以外は書かないでください。

候補者の氏名が正しく記載されていても、それ以外に必要な記載(欄外や裏面を含む)があった場合は、投票が無効となる場合がありますのでご注意ください。

投票用紙
候補者の氏名

大切な一票が無駄にならないように正しく記載しないうちやね!



◆投票・開票速報◆

開票は、11月13日(日)の午後8時45分より、新宿コスミックスポーツセンター(大久保3-1-2)で行います。

投票・開票の速報は、投票日当日に新宿区のホームページでご覧いただけます。

◆投票所整理券について◆

住民票の世帯ごとに、投票所整理券を封書でお送りします。投票の際は、印字されているご自身のお名前をよくご確認ください。

新宿区の選挙人名簿に登録があり、投票する日現在において新宿区内に住所がある方であれば、投票所整理券が未着の場合や、紛失された場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

【封筒裏面(見本)】

選挙
投票所整理券
新宿区長選挙
令和4年11月13日(日)
※封入後から有効となります

※投票当日は、投票用紙を入れています。必ず封入してご自身のみにご確認ください。選挙区の異なる投票所では、投票できません。

なお、投票所整理券が手元に届いても、選挙人名簿の登録要件を満たさなかった場合や、要件を満たさないことが判明した場合は投票できません。

【整理券表面(見本)】

投票所整理券
投票者氏名
T160-8484
新宿区選挙管理委員会
OK AD

【整理券裏面(見本)】

投票者氏名
投票所番号
投票区
投票日
投票時間
投票所名称
投票所住所
投票所電話番号
投票所係員氏名
投票所係員電話番号
投票所係員メールアドレス
投票所係員FAX番号
投票所係員郵便番号
投票所係員住所
投票所係員電話番号
投票所係員メールアドレス
投票所係員FAX番号
投票所係員郵便番号
投票所係員住所

表面に印字された、ご自身のお名前をよくご確認ください。誤って、ご家族の整理券をお持ちにならないようご注意ください。なお、この地図は、11月13日(投票日当日)にお越しになる際の投票所です。

裏面は「期日前投票宣誓書(兼請求書)」です。あらかじめ、ご自宅等でご記入のうえお持ちいただくと、スムーズに受付ができます。また、11月13日(投票日当日)にお越しになる場合は、記入不要です。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達します。

期日前投票の積極的なご利用をお願いします

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、投票日当日の投票所における混雑を緩和するため、期日前投票制度をぜひご活用ください。また、投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方も期日前投票ができます。

期日前投票のご案内

○期日前投票ができる場所・日時は下表のとおりです。

期日前投票所名	所在地	日時
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1	いずれの期日前投票所も 【期間】 11月7日(月)～11月12日(土) 【時間】 午前8時30分～午後8時
四谷特別出張所	内藤町87	
單町特別出張所	單町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

○持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項をご記入のうえお持ちください。

1面の「今回投票できる方」の要件を満たしている方で、投票所整理券が届いていない、または紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けの「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。印鑑は不要です。

○住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、左表のいずれの期日前投票所でも行うことができます。

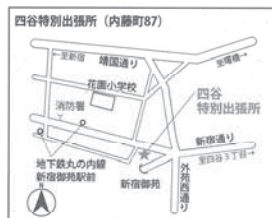
ただし、投票日当日(11月13日(日))は、決められた投票所でのみ投票できます。投票所整理券をご確認ください。

○長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票を行うことができます。【詳しくは4面を参照】

○新型コロナウイルス感染症に対する対策はとられていますか？

投票日当日の投票所と同様に、期日前投票所においても、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。投票される皆様にも、ご協力をお願いいたします。【詳しくは3面を参照】



どの期日前投票所でも
投票できるから、便利だね！

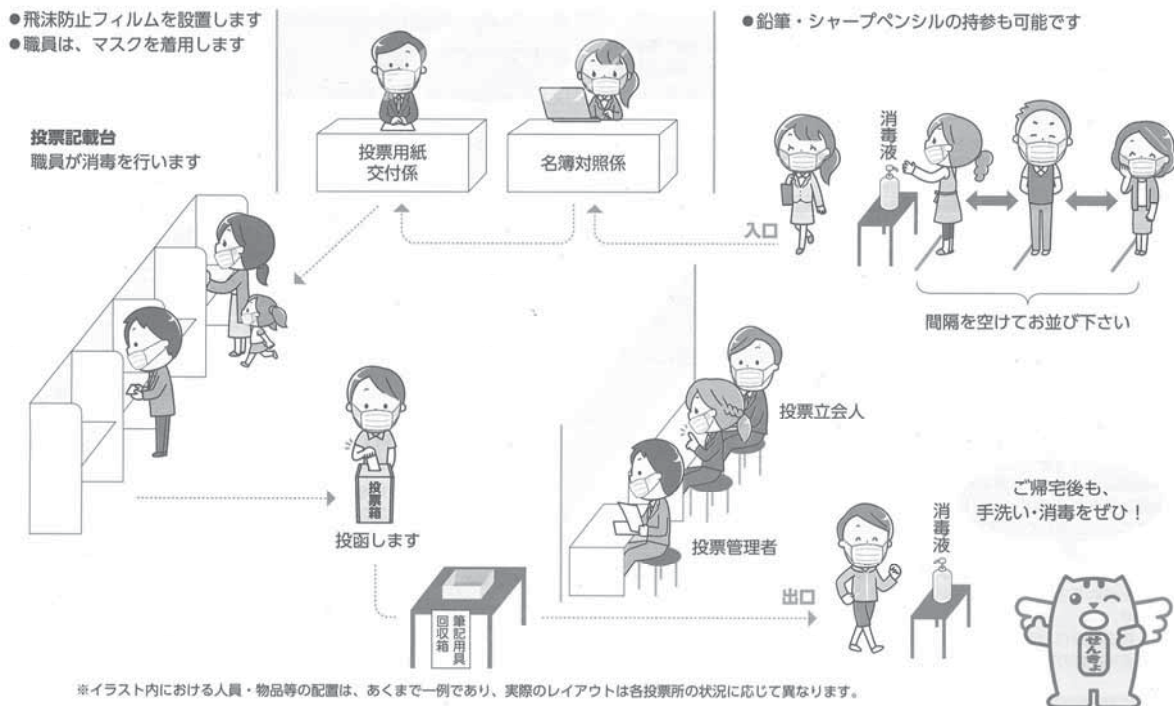


投票所における新型コロナウイルス感染症対策

新宿区では、有権者の皆様が安心して投票できるよう、
投票所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を、以下のとおり実施します

- すべての投票所(期日前投票所を含む)に、消毒用アルコールを設置します。
- 投票所の職員は、マスクを着用し、手洗い及び手指の消毒を励行します。
- 名簿対照係及び投票用紙交付係・投票管理者及び投票立会人の面前には、飛沫防止フィルムを設置し、有権者と職員間における感染リスクの低減に努めます。
- 消毒済みの鉛筆を用意しています(鉛筆やシャープペンシルをご持参いただくことも可能です)。
- 投票記載台や、貸出し物品(老眼鏡・ルーペ・点字器など)についても消毒を徹底します。
- 投票所内は、換気を適宜実施します。
- 期日前投票所における混雑・集中緩和のために、区選挙管理委員会特設ホームページ上で投票者数に関する情報を提供します。

※ 特設ホームページには「前回(平成30年)の新宿区長選挙及び令和4年7月10日執行の参議院議員選挙時における期日前投票所別投票者数」を参考として掲載するとともに、「今回の新宿区長選挙における日ごとの期日前投票所別投票者数」を毎日更新いたします。



感染防止対策として、ご来場の皆様にも、以下のご協力をお願いいたします

- ご来場の際は、可能な限りマスクの着用をお願いします。
- ご来場の際の手指のアルコール消毒、投票所内の咳エチケットにご協力ください。※1
- ご自身で鉛筆・シャープペンシルをご持参いただくことも可能です。※2
- お並びいただく際は、一定の間隔を空けるようお願いいたします(ソーシャル・ディスタンスの確保)。
- 期日前投票を、ぜひ積極的にご活用ください。スムーズな受付のために、あらかじめ投票所整理券の裏面にある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」のご記入をお願いします。

※1 アレルギー等、アルコール消毒が困難な方は、係員までお申し出ください。

※2 鉛筆・シャープペンシルを推奨しております(投票用紙は樹脂製で乾きにくいので、ボールペン・水性ペン等では、インクで他の投票用紙が汚れたり、投票用紙同士がくっついたり、文字がにじんで判読が困難になる恐れがあります。ただし、鉛筆・シャープペンシル以外の筆記用具を拒否するものではありません)。

◆旅行地・滞在地での不在者投票◆

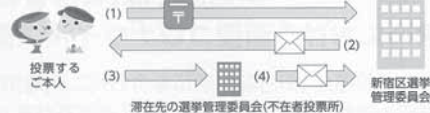
長期の出張や旅行などで、新宿区内で投票・期日前投票ができない方は、次の手続きにより、新宿区以外の区市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。
不在者投票ができるのは、11月7日(月)～11月12日(土)※です。投票用紙等の請求・送付は郵便で行いますので、お早めにお手続きください。

※不在者投票所の場所や投票可能な日時は、自治体によって異なります。特に、滞在先の区市町村が選挙期間中でない場合、投票可能な期間・時間は、その区市町村の選挙管理委員会の執務時間中(11月7日(月)から11月11日(金)の午前8時30分から午後5時まで)となります。必ず、事前に滞在先の区市町村の選挙管理委員会にご確認ください。

- (1) 投票するご本人が、新宿区選挙管理委員会あてに投票用紙等を請求します。
※請求書は、新宿区のホームページからダウンロードしていただくか、または右の【記載例】を参考に、便箋等に必要事項をご記入のうえ、ご郵送ください。
※投票用紙等は電子メールやファックス、電話での請求ができません。郵便で請求してください(但し、必要な申請ツール等をお持ちの方は、電子申請が可能なお知らせがあります。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください。)
- (2) 請求書が新宿区選挙管理委員会に到着後、告示日の11月6日(日)以降に(7日以降の到着分は、受付が済み次第)、「投票用紙の送付先」に記載された住所へ、レターパックプラスで投票用紙等をお送りします。
- (3) 滞在先の区市町村の選挙管理委員会(不在者投票所)で投票してください。

※不在者投票所以外の場所で投票用紙に記入をすると無効になります。

- (4) 投票用紙等は、滞在先の選挙管理委員会から新宿区選挙管理委員会へ返送されます。投票用紙の到着が投票日(11月13日)を過ぎると無効になりますので、お早めに投票してください。



【記載例】

投票用紙等請求書

私は令和4年11月13日執行の新宿区長選挙の当日、〇〇(←投票所に行けない理由を記入)のため投票所に行けない見込みです。
このことが真実であることを誓い、投票用紙等を請求します。

令和4年〇月×日

- 1 氏名(ふりがな)
- 2 生年月日
- 3 新宿区での住所
- 4 投票用紙の送付先住所
- 5 電話番号(日中に連絡がつく番号や携帯電話の番号)

投票用紙の請求先 新宿区選挙管理委員会 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-5-1

◆郵便等による不在者投票◆

身体が不自由なため投票所に行くことが難しく、下表に該当する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受け、11月9日(水)までに不在者投票の請求をすることにより、郵便等による不在者投票ができます。

また、下表に該当し、かつ「身体障害者手帳」をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が1級の方または「戦傷病者手帳」をお持ちで、上肢または視覚の障害の程度が特別項症～第2項症の方は、事前の手続きで代理記載制度が利用できます。
詳しくは区選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票ができる方

手帳の種類等	内容	等級等
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能の障害	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障害	1級・3級
	免疫・肝臓の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

※請求期限(11月9日(水))を過ぎてからは、今回の新宿区長選挙の郵便等による不在者投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

◆特例郵便等投票◆

新型コロナウイルス感染症により療養等をされている方(※1)で、一定の要件を満たす場合、郵便等により投票をすることができます。なお、請求には期限があります(※2)。詳しくは、区選挙管理委員会特設ホームページをご覧ください。
(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202211senkyo.html>)

※1 濃厚接触者の方は、特例郵便等投票の対象ではありません。マスクの着用や手指の消毒など、感染防止対策を徹底したうえで、投票所での投票をお願いします。

※2 請求期限(11月9日(水))を過ぎてからは、今回の新宿区長選挙における特例郵便等投票の請求はできません。お早めにお手続きください。

◆選挙公報を配布します◆

11月12日(土)までに、委託業者が選挙公報を各家庭に配布します。
また、区役所本庁舎・分庁舎や特別出張所などの主な区施設にも置きます。期間内に届かなかった場合は、区選挙管理委員会までご連絡ください。

目の不自由な方のために、点字版や音声版の選挙公報も用意しています。こちらもち選挙管理委員会へお問い合わせください。

また、区選挙管理委員会の特設ホームページ(<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202211senkyo.html>)でも選挙公報がご覧になれます。公開は11月7日(月)頃の予定です。

◆選挙管理委員会公式ツイッター◆

新宿区選挙管理委員会公式ツイッターでは、今回の新宿区長選挙に関する情報を随時配信しています。ぜひご利用ください。
アカウント名: @shinjuku_senkan(新宿区選挙管理委員会)
URL: https://twitter.com/shinjuku_senkan



二次元コード

リサイクルマーク(A) このマークは、印刷物の環境にやさしいマークです。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

◆指定病院等に入院・入所している方の不在者投票◆

都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホーム等に入院・入所している方は、その施設内でも不在者投票ができます。お早めに病院・施設にお問合せください。新宿区内の指定病院・施設は下表のとおりです。

慶應義塾大学病院	特別養護老人ホーム 新宿けやき園
大久保病院	特別養護老人ホーム マザース新宿
JCHO 東京新宿メディカルセンター	特別養護老人ホーム 神楽坂
東京女子医科大学病院	特別養護老人ホーム もみの樹園
国立国際医療研究センター病院	特別養護老人ホーム みさよはうす富久
JCHO 東京山手メディカルセンター	有料老人ホーム サニーパレス四谷番館
目白病院	有料老人ホーム グランデ哲学堂公園
聖母病院	有料老人ホーム せらび新宿
東京医科大学病院	有料老人ホーム コミュニケーション24番のしの新宿町
春山記念病院	有料老人ホーム メディアシスト市谷柳町
林外科学病院	有料老人ホーム しまうーシングホーム飯田橋
特別養護老人ホーム 原町ホーム	有料老人ホーム グランヴィー神楽坂
養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 デンマークイン新宿
特別養護老人ホーム 聖母ホーム	介護老人保健施設 マイウェイ四谷
北山伏特別養護老人ホーム あかね苑	介護老人保健施設 フォレスト西早稲田
北新宿特別養護老人ホーム かしわ苑	指定障害者支援施設 新宿けやき園

◆投票所への移動に関する支援◆

視覚障害や全身性障害、知的障害や精神障害のある方は「移動支援事業」等の制度を利用することにより、ご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。また、難病等でも支援が受けられる場合があります。

介護保険の「要介護」・「要支援」の認定を受けている方、または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方は、「訪問介護」のサービスによりご自宅等から投票所への移動について支援が受けられる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆視覚障害・全身性障害・知的障害・精神障害・これらに準ずる難病等の方

⇒障害者福祉課支援係 ☎(5273)4583・☎(3209)3441

◆介護保険の「要介護」の認定を受けている方

⇒介護保険課給付係 ☎(5273)3497・☎(3209)6010

◆介護保険の「要支援」の認定を受けている方または「介護予防・生活支援サービス事業対象者」の方

⇒地域包括ケア推進課介護予防係 ☎(5273)4568・☎(6205)5083

◆候補者の情報◆

候補者の氏名・経歴・政見・写真等の情報は、以下から入手可能です。

- (1) 選挙管理委員会が提供するもの
 - ・選挙公報(区選挙管理委員会特設ホームページへも掲載)
 - ・公営ポスター掲示場(区内380か所)
 - (2) 各候補者が選挙運動として利用できるもの
 - ・ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッター、動画サイト等)
 - ・電子メール(但し、候補者以外は発信・転送できません)
 - ・選挙運動用ビラ、街頭演説、個人演説会など
- ※上記媒体の活用有無は、各候補者に委ねられているため、必ずしも全ての候補者について行われるとは限りません。

投票日は11月13日

新宿区長選挙

私たちの一票を区政に生かす大事な選挙です。詳しくは、11月5日発行の「広報新宿」新宿区長選挙特集号でご案内します。

●立候補予定者説明会

新宿区長選挙への立候補を予定している方はご出席ください。

日時 9月12日(月)午後2時から(午後1時30分開場)

会場・申込み 当日直接、区役所本庁舎6階第4委員会室へ。

問合せ 区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階) ☎ (5273) 3740



令和4年8月25日号

投票日は11月13日(日)午前7時～午後8時

新宿区長選挙

詳しくは、11月5日発行の「広報新宿」新宿区長選挙特集号でご案内します。

問合せ 区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階) ☎ (5273) 3740



令和4年9月25日号

区からの **お知らせ**



新宿区長選挙

投票日時 11月13日(日)午前7時～午後8時

詳しくは、11月5日発行の広報新宿
新宿区長選挙特集号でご案内します。

問合せ 区選挙管理委員会事務局(第1
分庁舎3階) ☎ (5273) 3740

令和4年10月5日号

新宿区長選挙

投票日

11月13日

午前7時00分

午後8時00分

投票所へ
行ってみたい!



投票する方が同伴するお子さん
(18歳未満の幼児・児童・生徒等)は、
投票所に入場することができます。

ある調査(*)では、「子どもの頃に保護者の投票について行った経験の有無が、投票参加意欲に影響していた」との結果が出ています。このように、「将来の有権者」である子どもが、小さい頃から選挙や投票に親しむことは、主権者教育の観点からも望ましいことです。

しかし一方で、投票の手続きは厳格に定められています。

子どもが、投票用紙へ記載したり、投票箱へ投函したりすることはできません。
「投票にはルールがあること」を子どもに伝えながら、投票しましょう。

(※「新有権者等若年層の政治選挙に関する意識調査」平成28年6月 公益財団法人明るい選挙推進協会)



ただし、投票所にはルールがあります。

子どもは



かかない



いれない



はしらない

ルールを
守ってね!



投票所でお待ちしています!

新宿区明るい選挙推進協議会
新宿区選挙管理委員会



郵便区内特別

新宿区にお住まいの21歳から24歳の方にお送りしています。

新宿区の未来は、私が決める

11月13日(日)

新宿区長選挙

期日前投票期間 11月7日(月)～11月12日(土)

新宿区明るい選挙推進協議会・新宿区選挙管理委員会

候補者の情報を知りたい方へ

候補者のウェブサイト

候補者の選挙運動用ウェブサイトの一覧は新宿区長選挙特設ホームページにあります。それぞれの候補者のサイトにリンクが張られています。

選挙運動用ポスター

候補者の政見等を掲載した選挙運動用ポスターは、街なかに建てられる公営ポスター掲示場に候補者が掲示します。新宿区長選挙のポスター掲示場は区内に380か所設置されます。

選挙公報

選挙公報には候補者の政見や経歴等が載っています。新宿区長選挙の選挙公報は、11月7日(月)ころに新宿区長選挙特設ホームページに掲載予定です。また、11月12日(土)までに各家庭に各戸配布します。

候補者の選挙運動用ビラ

候補者の政見等を掲載した選挙運動用ビラは、候補者の街頭演説の場所や選挙事務所等で入手することができます。

投票所/期日前投票所を知りたい方へ

投票日当日の投票所

投票所は、新宿区長選挙の告示日ころまでにお送りする投票所整理券に記載されています。

11月13日(日)の投票日には投票所整理券に記載された投票所でのみ投票できます。それ以外の場所では投票できません。

期日前投票所

11月7日(月)から12日(土)まで、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は新宿区役所第一分庁舎1階と各特別出張所(10か所)の計11か所です。

場所等は投票所整理券をご覧ください。か、新宿区長選挙特設ホームページをご覧ください。

旅行などで新宿区外にいる方へ

選挙の期間中に、旅行や出張などで新宿区外においでの方は不在者投票をすることができます。不在者投票の方法については、新宿区長選挙特設ホームページをご覧ください。

新宿区選挙管理委員会

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1丁目5番1号

電話 03-5273-3740 FAX 03-5273-5230

●新宿区長選挙 特設ホームページ

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/202211senkyo.html>



●新宿区選挙管理委員会 公式Twitter

https://twitter.com/shinjuku_senkan



圖置配所票開

